

山陽小野田市農業委員会

第33回

総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月13日午後1時30分から午後2時35分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

| | | | | |
|---------|---|----|-----|-----|
| 会 | 長 | 1 | 田尾 | 光一 |
| 会長職務代理者 | | 9 | 山本 | シゲ子 |
| 委 | 員 | 2 | 相本 | まゆみ |
| | | 3 | 中原 | 義治 |
| | | 4 | 藤井 | 豊 |
| | | 5 | 森田 | 祐三 |
| | | 6 | 田中 | 覺 |
| | | 7 | 緒方 | 始 |
| | | 8 | 辻村 | 勝好 |
| | | 11 | 五十嵐 | 奨 |
| | | 12 | 村上 | 雅彦 |
| | | 13 | 二井 | 一夫 |
| | | 14 | 國吉 | 彰 |

4. 欠席委員

10 佐々木 勇藏

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第149号 農地法第3条 権利の移動

議案第150号 農地法第4条 転用

議案第151号 農地法第5条 転用を目的とする権利移転

議案第152号 現況証明願い

報告第73号 農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第74号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第153号 農用地利用集積計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡生 隆太郎

事務局次長 銭 谷 憲 典

事務局職員 伊 藤 敦

7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今より第 33 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- (起立、礼、着席)
- 本日の欠席委員は佐々木委員です。
- それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。
- 本日の議事録署名は 2 番相本委員と 14 番國吉委員にお願いします。
- それでは議事に入ります。
- 議案第 149 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。
- 事務局の説明を求めます。
- 局長 今月の農地法第 3 条の許可申請は 2 件です。
- 議案第 149 号番号 99 について議案書をもとに説明いたします。
- 2 ページをご覧ください。
- 申請地は、市役所から西へ約 2.3 km、農用地域内農地です。
- 申請内容は下表のとおりです。
- 公函は 3 ページをご覧ください。
- 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 3 番 現地の報告をさせていただきます。3 月 6 日に事務局 2 名と森田委員、私の 4 名で現地の確認を行いました。
- 現地は後潟地区の圃場整備された圃場の一角です。申請地の状況は、耕起され耕作可能な状態でした。譲渡人は維持管理が困難なことから譲渡することにしたそうです。譲受人は 1.9ha を耕作中で、経営規模を拡大する意向があることから譲り受けることとしたそうです。以上です。
- 議長 何か質問はありませんか。
- (挙手あり)
- どうぞ。
- 8 番 譲渡人の方は、元気ですか。
- 3 番 現地調査にはおそらくですが、息子さんが来られました。
- 8 番 昨年に私もこの方から譲渡したいがどうしたらいいのかと相談を受けていたのですが、担当地区ではないので当該地区の委員さんに相談するよう

に話はしました。そのときすでにだいぶ弱ってらっしゃったのでどうなのかと思った次第です。

3番 農業はされていませんがご存命です。

局長 議事の整理をさせてください。ただ今の質問は、「申請者の■■■■さんはご存命ですか。」ということによろしいでしょうか。

議長 その通りです。

局長 令和5年2月10日現在ではご存命です。

8番 わかりました。

議長 他にありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第149号番号99に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号100について事務局の説明を求めます。

局長 議案第149号番号100について議案書をもとに説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、埴生支所から北西へ約1.8km、第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は5ページをご覧ください。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

3番 現地の報告をさせていただきます。周辺の状況は、西側から北側にかけて川が流れており、東側が宅地になっています。

申請地の状況は、農業用のハウスが建っており、イチゴが栽培されていました。

譲渡人は維持管理が困難なことから譲渡するそうです。

譲受人は0.3haを耕作中で、経営規模を拡大する意向があり、この度譲り受けるとのことです。

なお、譲渡し人は譲受人の祖父にあたります。

以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第149号番号100に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 150 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。

局長

事務局の説明を求めます。

今月の農地法第 4 条の許可申請は 2 件です。

議案第 150 号番号 15 について議案書をもとに説明いたします。

7 ページをご覧ください。

申請地は、南支所から北東へ約 0.4 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は 8 ページ、土地利用図は 9 ページから 11 ページまでをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

3 番

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、東側が道路で少し奥まった位置にあります。周辺は住宅や、中国電力の鉄塔などに囲まれています。

申請地の状況は、現在は畑として使われています。

雨水処理に関しては、溜枡から市道の側溝へ排水します。

汚水に関しては公共下水道で処理します。

埋立法面の処理は、L 型擁壁で約 0.8 m 埋め立てるそうです。

申請地への進入路の位置は、図面東側からで幅員は約 4 m です。

周辺農地への影響に関しては周囲に農地がないので問題ありません。

境界に関しては、既設構造物で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 150 号番号 15 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 16 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 150 号番号 16 について議案書をもとに説明いたします。

12 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から北東へ約 1.6 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は 13 ページ、土地利用図は 14 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

5 番 現地の報告をさせていただきます。

現地の位置につきましては、事務局から説明がありましたので省略させていただきます。

3 月 6 日に事務局 2 名と中原委員、私の 4 名で現地確認を行いました。

周辺の状況は、東と南が道路、北と西が宅地となっていました。

国道 3 1 6 号線と緑ヶ原団地に行く道に面しています。

申請地の状況は、一部が畑になっている休耕田です。

雨水処理に関しては、溜枘から道路側溝へ排水します。

汚水に関しては発生しません。

埋立法面の処理はありません。

申請地への進入路の位置は、図面東側からで幅員は 6 m 以上あります。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

境界については既設構造物で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 150 号番号 16 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 151 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第 5 条の許可申請は 7 件です。

議案第 151 号番号 181 について議案書をもとに説明いたします。

17 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北東へ約 1.0 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は 18 ページ、土地利用図は 19 ページから 26 ページまでをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長
5 番 次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
周辺の状況は、東側が不二輸送機の工場、西側に水田、南が小野田線の線路、北が会社の広場となっています。
申請地の状況は、保全管理中でした。
雨水処理は自然流下で、汚水に関しては発生しません。
埋立は行いません。
申請地への進入路の位置は図面西側で幅員は9 mです。
周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。
境界については、畦畔等で確認できています。
なお、図面の中に空白部分があるかと思いますが、こちらに関しては今年いっぱい耕作を行い、その後譲り受けてもらうようになっているとのことです。間に合えば、開発計画の変更を行い、一緒に工事をするとのことでした。

議長 以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。
何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 151 号番号 181 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 182 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 151 号番号 182 について議案書をもとに説明いたします。
27 ページをご覧ください。
申請地は、総合事務所から南西へ約 4.0 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。
申請内容は、下表のとおりです。
公図は 28 ページ、土地利用図は 29 ページをご覧ください。
本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長
3 番 次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
周辺の状況は、南側が国道 190 号線、西が荒れ地、北側が田で、東側が宅地となっています。
申請地の状況は、保全管理中でした。
雨水に関しては南側及び西側の側溝へ排水します。
汚水は発生しません。

埋立は行いません。
申請地への進入路の位置は図面南側で、幅員は約 2 m です。
周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。
境界に関しては、畦畔等で確認できています。
以上の事から特に問題ないと思います。
報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 151 号番号 182 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 183 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 151 号番号 183 について議案書をもとに説明いたします。
30 ページをご覧ください。
申請地は、総合事務所から南東へ約 1.2 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
申請内容は、下表のとおりです。
公図は 31 ページ、土地利用図は 32 ページをご覧ください。
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
5 番 現地の報告をさせていただきます。
周辺の状況は、西側に施設が建っており、残り 3 面が休耕田に囲まれています。
申請地の状況は、荒廃していました。
雨水処理に関しては、農業用排水路に排水します。
汚水に関しては発生しません。
埋立も行いません。
申請地への進入路の位置は図面西側からで、幅員は 4 m です。
周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。
境界に関しては測量杭と畦畔で確認できています。
以上の事から特に問題ないと思います。
報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無ければ私から質問ですが、田ということは周りより低いと思います
が、埋立はどれくらい行いますか。

5 番 こちらに関しては鉄骨と鉄板の中空構造になると思います。
議長 場所はどの辺ですか。

5 番 国道 3 1 6 号線沿いの以前、小僧寿しがあった場所です。現在は建物を
解いて、個室型の老人ホームのような施設があります。その駐車場が足
りないとのことで、今回駐車場を増やすものです。

議長 わかりました。
他にありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 151 号番号 183 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 184 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 151 号番号 184 について議案書をもとに説明いたします。
33 ページをご覧ください。
申請地は、南支所から北西へ約 1.0 k m に位置する都市計画法に定めら
れた用途地域内の第 3 種農地です。
申請内容は、下表のとおりです。
公図は 34 ページ、土地利用図は 35 ページをご覧ください。
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えら
れます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
3 番 現地の報告をさせていただきます。
周辺の状況は、南側が市道、残り 3 方は宅地に囲まれていました。
申請地の状況は、保全管理中でした。
雨水処理に関しては、道路側溝へ排水します。
汚水に関しては下水道で処理します。
申請地への進入路の位置は、図面南側からで、幅員は約 2 m です。
周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。
境界については境界杭と既設構造物で確認しています。
以上の事から特に問題ないと思います。
これで報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
(挙手あり)
どうぞ。

8 番 土地が 3 枚になっていますが、西側と東側、地主が違うわけです。それ
で、私の入った情報では、同じ業者が購入したんですけど譲渡価格が全然

違うようなことを聞いたのですがなぜそうなったのかなと思ひまして確認のために、筆別に譲渡価格を教えてください。

局次長 　お答えします。右側の 5793 の畑が 12,103 円/㎡で、左側の 5794-2 の田が 4,742 円/㎡です。

8 番 　2 倍以上差がありますがこれは不公平ですよ。

議長 　価格が違うからといって不許可にはできません。両者の交渉で値段は決めて契約をしているわけですからね。これに関しては、田と畑で造成の有無等も考慮しての事ではないのでしょうか。

局長 　右側の 5793 と 5784-1 に関しては、既に現況が農地の様態ではありませんが、左側の 5794-2 の現況は農地です。よって、現況に応じて価格が査定されたのではないかと思います。

局次長 　補足しますが、右側の土地に進入路がありますので、その点も踏まえたことで、左側と比べて高く買われたのではないかと思います。

8 番 　わかりました。

議長 　他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 151 号番号 184 に賛成の方の挙手を求めます。

（全委員挙手）

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 185 について事務局の説明を求めます。

局長 　議案第 151 号番号 185 について議案書をもとに説明いたします。

36 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から東へ約 0.8 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は 37 ページ、土地利用図は 38 及び 39 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 　次に現地調査報告をお願いします。

5 番 　現地の報告をさせていただきます。

現地の位置等に関しては事務局から説明がありましたので省略します。

周辺の状況は、北側が川沿いの道路、南側も道路、西が宅地、東側は休耕中の田でした。

申請地の状況は、保全管理中でした。

雨水処理に関しては、道路下の側溝へ排水します。

汚水に関しては発生しません。

埋立は行いません。

申請地への進入路の位置は、図面南側で、幅員は約 2 m です。
周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。
境界については既設構造物、畦畔で確認しています。
以上の事から特に問題ないと思います。
報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 151 号番号 185 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 186 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 151 号番号 186 について議案書をもとに説明いたします。
40 ページをご覧ください。
申請地は、南支所から南東へ約 1.5 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
申請内容は、下表のとおりです。
公図は 41 ページ、土地利用図は 42 及び 43 ページをご覧ください。
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
3 番 現地の報告をさせていただきます。
周辺の状況は、北側と東側が宅地、南側には道路を挟んで農地がありました。
申請地の状況は、耕作されておらず、草地の状態でした。
雨水処理に関しては、自然流下で南側水路に排水します。
汚水に関しては、発生しません。
埋立は行いません。
申請地への進入路の位置は、図面北東側で、幅員は約 2 m でした。
周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。
境界については、既設構造物、畦畔等で確認できています。以上の事から特に問題ないと思います。
現地報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 151 号番号 186 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)

局長 全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 187 について事務局の説明を求めます。
議案第 151 号番号 187 について議案書をもとに説明いたします。
44 ページをご覧ください。
申請地は、南支所から南へ約 2.0 km に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
申請内容は、下表のとおりです。
公図は 45 ページ、土地利用図は 46 ページをご覧ください。
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 3 番 次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
周辺の状況は、北側が田で、南側が線路、東側が道路となっています。
申請地の状況は、草が生えて荒廃していました。
2715-1 はこの度の申請には含まれておりませんが、耕起した状態になっていました。しかし、今後も作物等を植える予定はないそうです。
雨水処理に関しては、南側の既設水路に排水します。
汚水に関しては、発生しません。
埋立は行いません。
申請地への進入路の位置は、図面の西側で、幅員は 3 m です。
周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。
境界については畦畔等で確認しています。
以上の事から特に問題ないと思います。
報告を終わります。

議長 3 番 何か質問はありませんか。
無ければ私から質問ですが、2715-1 は 240 m²しかないと思いますがここは何か作っているのですか。

議長 3 番 何も作っていません。
わかりました。
他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 151 号番号 187 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に議案第 152 号「現況証明願いについて」を上程します。
事務局の説明を求めます。

局長 今月の「現況証明願い」は 4 件です。

議長 3 番

議案第 152 号番号 43 について議案書をもとに説明いたします。
48 ページをご覧ください。
申請地は、総合事務所から北西へ約 3.3 k m、第 2 種農地です。
申請内容は下表のとおりです。
公図は 49 ページをご覧ください。
本件は、これまで作業場及び資材置場として使用されており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長

次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
申請地は、県道から片尾畑のほうに向かって走り、新幹線のガードの手前を入れていくところにあります。
昭和 4 9 年頃から耕作をしておらず、平成 6 年に家を建てる際の作業場と倉庫として利用していたようです。
進入路の位置は南側からです。
以上の事から、農地性はないと思います。
以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 152 号番号 43 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 44 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 152 号番号 44 について議案書をもとに説明いたします。
50 ページをご覧ください。
申請地は、南支所から南へ約 2.2 k m、第 3 種農地です。
申請内容は下表のとおりです。
公図は 51 ページをご覧ください。
本件は、相当期間農地として利用されず、すでに原野化しており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 5 番

次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
申請地は、昭和 2 4 年から宇部興産が所有していますが、そもそも何のために所有したのか、不明とのことでした。
周辺の状況は、小野田線の線路の傍らで、人家のまばらに建っているところ
申請地の状況は、小さいほうの 318-1 が草が生えており、もう片方の

317 が灌木の茂っている湿地となっています。

進入路は 318-1 に関しては東側に狭いですが進入路があります。317 に関してはかなり木が茂っており、小野田線の線路脇を歩いて接近する形をとりました。

以上の事から農地性はないと思います。

議長

報告を終わります。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 152 号番号 44 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 45 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 152 号番号 45 について議案書をもとに説明いたします。

52 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から北東へ約 5.2 km、第 1 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 53 ページをご覧ください。

本件は、これまで資材置場として使用されており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

5 番

現地の報告をさせていただきます。

申請地は昭和 61 年から資材置場として使用されています。

周辺の状況は西側が工務店の倉庫、北が道路と水田、東が水田、南が道路となっています。

申請地の状況は、倉庫が建っており、資材置場として利用されていました。進入路は、北側道路からで、幅員は約 2 m となっています。

以上の事から農地性はないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 152 号番号 45 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 46 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 152 号番号 46 について議案書をもとに説明いたします。

54 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から東へ約 1.1 k m、第 3 種農地です。
申請内容は下表のとおりです。
公図は 55 ページをご覧ください。
本件は、かつて農業用倉庫として使用されていたが、すでに宅地化されており農地としての利用は困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長
5 番 次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
申請地は、昭和 50 年から農業用倉庫を建てて利用していましたが、現在は農業を辞めたため利用していないとのことでした。
周辺の状況は、南と北が宅地、東が道路、西が水路となっています。
申請地の状況は、立派な倉庫が建っていました。
申請地への進入路は東側にあり、幅員は約 3 m です。
以上の事から農地性はないと思います。
報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 152 号番号 46 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に報告第 73 号「農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出について」事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 1 件です。
報告第 73 号番号 14 について議案書をもとに説明いたします。
57 ページをご覧ください。
届出地は、総合事務所から南へ約 2.1 k m、第 2 種農地です。
届出内容は、下表のとおりです。
公図は 58 ページ、土地利用図等は 59 ページをご覧ください。

議長
5 番 次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
周辺の状況は、南側が宅地、西側が道路、北が水田となっています。
申請地の状況は、一部がすでに埋め立てである状態でしたが、残りは保全管理中でした。
雨水処理に関しては、道路側溝へ排水します。
汚水に関しては発生しません。
埋立法面の処理に関しては土羽となっています。
申請地への進入路は、図面西側からで、幅員は約 6 m となっています。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。
境界に関しては既設構造物で確認しています。
以上の事から特に問題ないと思います。

議長 報告を終わります。
何か質問はありませんか。
無いようでしたら報告第 73 号番号 14 は原案どおり処理いたします。
次に報告第 74 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 60 ページをご覧ください。
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 69 から番号 72 までの 4 件で、現契約を合意により解約するものです。
ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたら報告第 74 号は原案どおり処理いたします。
次に、議案第 153 号「農用地利用集積計画」を上程します。
事務局の説明を求めます。

局長 62 ページ及び 63 ページまでをご覧ください。
議案第 153 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。
今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 39 番から 46 番までの 8 件、16 筆、15,784 m²です。
ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたら採決に入ります。
賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により、議案第 153 号は原案どおり決定することとします。
以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長 次回の現地調査は、4 月 5 日(水)9 時から、田中委員及び藤井委員でお願いします。

議長 第 34 回総会は、4 月 13 日(木)13 時 30 分からで、会場は本日と同じく、保健センター集団指導室です。
以上をもちまして、第 33 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。
(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 3 5 分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

____番委員

議事録署名委員

____番委員
